

# 一関労働基準監督署からのお知らせ

令和4年  
11月号

## 1. 新型コロナウィルス感染症の感染防止対策の徹底をお願いします！

新型コロナウィルス感染症については、未だ予断を許さない状況が続いており、また、当署管内の複数の事業場から職場内感染の発生が報告されています。

感染拡大の防止には、マスクの着用、3密の回避、消毒の徹底などの基本的な感染対策の徹底が重要です。

皆様の事業場におかれましても引き続き感染防止対策の徹底をお願いします。

岩手労働局 HP 新型コロナウィルス支援サイト

⇒ [https://jsite.mhlw.go.jp/iwate-roudoukyoku/choutatsu\\_uriharai/nyusatsu\\_00008.html](https://jsite.mhlw.go.jp/iwate-roudoukyoku/choutatsu_uriharai/nyusatsu_00008.html)

新型コロナ  
支援サイト



**職場内における感染拡大防止対策の実施を引き続きお願い申し上げます。**

## 2. 岩手県最低賃金が改正されました！時間額『854円』(令和4年10月20日発効)

### 「使用者も、労働者も、必ず確認、最低賃金。」

すべての事業主は、その雇用する労働者(パート労働者・アルバイト等を含む)に、最低賃金以上の賃金を支払わなければなりません。

賃金締切日に関らず、10月20日分から、時間額854円以上の賃金とする必要があります。日給、月給の場合には、1時間当たりの賃金に換算して確認する必要があります。

時間額への換算方法など、ご不明な点は当署までお問い合わせください。

⇒ [https://jsite.mhlw.go.jp/iwate-roudoukyoku/roudoukyoku/gyoumu\\_naiyou/kijunbu/chingin.html](https://jsite.mhlw.go.jp/iwate-roudoukyoku/roudoukyoku/gyoumu_naiyou/kijunbu/chingin.html)

岩手労働局  
最 低 賃 金



※ 最低賃金には、岩手県内すべての事業場に適用される「岩手県最低賃金」と特定の産業に適用される「特定(産業別)最低賃金」がありますが、今回の改正により、「特定(産業別)最低賃金」のうち、「電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業」847円と「百貨店、総合スーパー」800円は、改正された岩手県最低賃金を下回ることとなり、より高い岩手県最低賃金の854円が適用されます。なお、「特定(産業別)最低賃金」が改正された場合にはより高い最低賃金額が適用されますので、ご注意ください。

また、生産性を向上させ、「事業場内で最も低い賃金(事業場内最低賃金)」の引き上げを図る中小企業・小規模事業者を支援する『業務改善助成金』が拡充されているほか、『働き方改革推進支援助成金』などの各種助成金を準備しておりますので、ご活用ください。

詳しくは、岩手労働局 HP をご確認ください。

⇒ [https://jsite.mhlw.go.jp/iwate-roudoukyoku/roudoukyoku/gyoumu\\_naiyou/koyoukintou.html](https://jsite.mhlw.go.jp/iwate-roudoukyoku/roudoukyoku/gyoumu_naiyou/koyoukintou.html)

業 務 改 善  
助 成 金



働 き 方 改 善  
支 援 助 成 金



## 3. 11月は「過労死等防止啓発月間」です！



過労死等防止対策推進法(過労死防止法)では、毎年11月を「過労死等防止啓発月間」としています。労働時間の現状を見ると、週の労働時間が60時間以上の労働者の割合は引き続き高く、脳・心臓疾患、精神障害に係る労災認定件数が高水準で推移しており、これらの問題の解消に向けては、使用者が労働時間を適正に把握した上で、労働者や労働組合、産業保健スタッフが使用者と一緒に取り組む必要があります。

過労死防止  
啓発月間



このため、厚生労働省では、11月に「過重労働解消キャンペーン」を設定し、次の事項を中心に、労使をはじめとする関係者に呼び掛け、長時間労働の削減、健康障害防止、労働時間の適正把握、賃金不払残業の撲滅等過重労働解消に向けた取組みを推進します。

- 労使の主体的な取り組みの促進
- 企業における自主的な過重労働防止対策の推進
- 重点監督の実施

なくしまじょう 長い残業

- 電話相談の実施(11月5日(土)実施 フリーダイヤル0120-794-713)

厚生労働省HP : [https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_28319.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_28319.html)

また、10月号でもお知らせしましたが、以下のシンポジウムやセミナーが開催されておりますので、積極的にご参加いただきますようお願い申し上げます。

- (1)「過重労働解消のためのセミナー」(参加無料！)

【オンラインセミナー】全44回 開催期間9月29日～12月16日

【特設HP】 <https://kajyu-kaisyou-zenkiren.com/>



転倒災害を予防しよう！



受託者：公益社団法人 全国労働基準関係団体連合会(全基連)

(2)過労死等防止対策推進シンポジウム(参加無料！)

～過労死をゼロにし、健康で充実して働き続けることのできる社会へ～

日時；11月8日(火) 13:30～16:00 場所：岩手教育会館2階多目的ホール

問合先；(株)プロセスユニーク 電話；0120-562-552

専用HP：<https://www.p-unique.co.jp/karoushiboushisympo>

過労死  
解消セミナー



過労死防止  
シンポジウム



## 4, 11月は、「令和4年度 いわて年末年始無災害運動」の準備期間です！

〈令和4年度スローガン〉 あなたの安全家族の願い 年末年始も無災害

年末年始の慌ただしい時期を迎える、寒冷の時期に入りて凍結、降雪等の自然要因も加わり、路面の凍結による転倒災害、車両のスリップ事故などの冬季特有の災害が発生するリスクが更に高まる季節となることから、岩手労働局では令和4年12月1日から令和5年1月31日を「令和4年度 いわて年末年始無災害運動」の期間とし、労働災害の根絶に向けた取り組みを展開することとしています。

11月1日から11月30日までの期間は準備期間となっていますので、各事業場におかれましては、冬季における労働災害防止への積極的な取り組みをお願いします。

## 5, 11月は「しわ寄せ」防止キャンペーン月間です！



大企業・親事業者による長時間労働の削減等の取組が、下請等中小事業者に対する適正なコスト負担を伴わない短納期発注、急な仕様変更などの「しわ寄せ」を生じさせている場合があります。

このため、厚生労働省、中小企業庁及び公正取引委員会は、11月を「しわ寄せ」防止キャンペーン月間と位置づけ、「しわ寄せ」防止に向けた集中的な周知・啓発の取組を行っています。

大企業・親事業者と下請等中小事業者は共存共栄という認識の下、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更などはやめましょう。

詳しくは、「しわ寄せ」防止特設サイトまたは、岩手労働局雇用環境・均等室にお問い合わせください。岩手労働局雇用環境・均等室；電話；019-604-3010

特設サイト：<https://work-holiday.mhlw.go.jp/shiwayoseboushi/>



## 6, 令和4年9月末現在における労働災害発生状況について

休業4日以上の死傷災害 124件 (前年同期と比較して+31件、+33.3%)  
うち、死亡 2件 (前年同期と比較して+2件)



当署管内において、令和4年9月末までに発生した休業4日以上の死傷災害は、全産業で124件(前年同期比+31件、+33.3%)、うち、死亡災害は2件となっています。このうち31件は新型コロナウイルス感染症によるものですが、これを除いても93件(前年同期比±0件、±0.0%)と減少に至っています。

業種別では、製造業29件(前年同期比+7件、+31.8%)、保健衛生業40件(同+32件、+400.0%)、運輸交通業14件(同+9件、+180.0%)、建設業13件(同-5件、-27.8%)、商業9件(同-6件、-40.0%)の順となっています。

例年の傾向は、製造業、建設業、商業の順となることが多く、製造業は増加傾向で推移していますが、建設業と商業は減少傾向となっています。保健医療業は、病院や社会福祉施設における新型コロナウイルス感染症の職場内感染がその殆どを占め、これを除くと9件(前年同期比+1件、+12.5%)となっています。

事故の型別では「その他」が35件で全体の28%(うち、コロナが31件で25%)を占め、次いで「転倒」が28件で23%、「はさまれ・巻き込まれ」16件13%、「墜落・転落」11件9%となっています。「転倒」は前年同期の28件と同数となっており、コロナを除くと事故の型別では最も多い状況が続いている。

当署では、令和4年における労働災害の発生件数を13次防目標値である134件以下となるよう、労働災害防止についての周知・啓発、監督指導等に努めておりますが、目標達成は困難な状況となりました。

しかしながら、皆様の事業場におかれましては、労働災害防止対策の着実な実施についてより一層努めていただきますよう、今後もよろしくお願い申し上げます。



岩手県最低賃金 854円 (令和4年10月20日発効)

